



佐賀県公報

平成19年
10月31日
(水曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次 次

規則

◎佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(七八・統括本部) 二

◎佐賀県自治修習所設置規則等の一部を改正する規則

(七九・職員課) 二

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(八〇・〃) 四

◎佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(八一・〃) 四

◎佐賀県職員の勤務時間等に関する規程

(八二・〃) 五

訓令甲

◎佐賀県職員の勤務時間等に関する規程

(二二・職員課) 六

◎国際課の旅券業務に従事する職員の週休日等に関する規程等の一部を改正する訓令

(二三・〃) 六

教育委員会事項

◎学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

(規則・一三) 三

◎佐賀県庁及び教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規程

(訓令甲・四) 四

◎教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程及び教育庁専決規程の一部を改正する訓令

(〃・五) 五

人事委員会事項

◎佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則

(規則・一九) 六

◎佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則

(〃・二〇) 六

◎佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則

(〃・一一) 七

◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

(〃・一一) 八

◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (〃・二三) 三

◎佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (〃・二四) 三

◎佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (〃・二五) 三

◎職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (〃・二六) 三

◎平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 (〃・二七) 三

◎佐賀県人事委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程 (訓令・三) 三

◎佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正 (〃・四) 三

◎佐賀県代表監査委員規程の一部改正 (告示・二) 三

◎佐賀県監査委員事務局職員の勤務時間等に関する規程 (訓令・二) 三

公布された規則のあらまし

○佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第七八号)

1 地方公務員法第二六条の五第一項又は国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間は、佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例に規定する特別職地方公務員等についての留学費用の償還額の算定に用いる在職期間の計算に含まないこととした。(第一条関係)

2 この規則は、平成一九年一一月一日から施行することとした。

○佐賀県自治修習所設置規則等の一部を改正する規則 (規則第七九号)

1 地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「法」という。)の一部改正に伴い、佐賀県自治修習所設置規則ほか三四規則について、所要の改正を行うこと等とした。(第一条関係)

2 職の設置に関する規則における知事の事務部局に属する職員に、法第一八

条第一項の規定により採用された者を含めることとした。(第二条関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、平成一九年一一月一日から施行することとした。

○佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第八〇号)

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「法」という。)の一部改正に伴い、現業職員のうち法第一〇条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員等の給与の一部について、その者の勤務時間に応じた額とすることとした。(第九条、第一〇条及び別表第八関係)
- 2 この規則は、平成一九年一一月一日から施行することとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八一号)

- 1 地方公務員法に規定する自己啓発等休業により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた月は、退職手当の基礎在職期間から除算することとした。(第四条の四関係)
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児短時間勤務等により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた月は、その月数の三分の一に相当する数を退職手当の基礎在職期間から除算することとした。(第四条の四関係)
- 3 この規則は、平成一九年一一月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十九号

佐賀県自治修習所設置規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十九号

佐賀県自治修習所設置規則等の一部を改正する規則(佐賀県自治修習所設置規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」を加え、「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

一 佐賀県自治修習所設置規則(昭和五十四年佐賀県規則第二十一号)第八条第一項第三号

二 佐賀県消防学校管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十五号)第七条第一項第三号

三 佐賀県環境センター管理規則(昭和四十九年佐賀県規則第十九号)第七条第一項第三号

四 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和五十八年佐賀県規則第一号)第七条第一項第三号

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則(平成十九年佐賀県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次の一号を加える。

五 他の地方公共団体において適用される地方公務員法第二十六条の五第一項又は国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十号)第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

●佐賀県規則第七十八号

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正

八条第一項第三号

五 佐賀県立日の隈寮管理規則（昭和三十八年佐賀県規則第三十四号）第七
条第一項第三号

六 佐賀県立希望の家管理規則（昭和四十八年佐賀県規則第三十一号）第八
条第一項第三号

七 佐賀県立春日園管理規則（昭和三十二年佐賀県規則第七十九号）第七
条第一項第三号

八 佐賀県立九千部学園管理規則（昭和五十五年佐賀県規則第二十九号）第七
条第一項第三号

九 佐賀県立佐賀コロニー管理規則（昭和四十五年佐賀県規則第七十四号）
第八条第一項第三号

十 佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則（昭和五十八年佐賀県規則
第二号）第六条第一項第三号

十一 佐賀県立みどり園管理規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十八号）第
六条第一項第三号

十二 佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）
第七条第一項第三号

十三 佐賀県精神保健福祉センター管理規則（昭和五十八年佐賀県規則第六
十六条）第五条第一項第三号

十四 佐賀県食肉衛生検査所管理規則（昭和五十六年佐賀県規則第五号）第
八条第一項第三号

十五 佐賀県関西・中京営業本部管理規則（昭和五十七年佐賀県規則第二十
号）第六条第一項第三号

十六 佐賀県立有田窯業大学校管理規則（昭和六十年佐賀県規則第十八号）
第七条第一項第三号

十七 佐賀県工業技術センター管理規則（昭和三十七年佐賀県規則第九十号）
第七条第一項第三号

十八 佐賀県労働者福祉会館管理規則（昭和六十一年佐賀県規則第四十九号）
第三条第一項第三号

十九 佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和三十五年佐賀県規則第四十三号）
第四条第一項第三号

二十 佐賀県農業技術防除センター管理規則（平成十一年佐賀県規則第五十
号）第七条第一項第三号

二十一 佐賀県地域農業改良普及センター管理規則（昭和四十四年佐賀県規
則第二十八号）第五条第一項第三号

二十二 佐賀県上場當農センター管理規則（平成二年佐賀県規則第二十九号）
第七条第一項第三号

二十三 佐賀県農業試験研究センター管理規則（昭和五十三年佐賀県規則第
十九号）第十条第一項第三号

二十四 佐賀県農業大学校管理規則（昭和五十九年佐賀県規則第二十五号）
第九条第一項第三号

二十五 佐賀県果樹試験場管理規則（昭和三十七年佐賀県規則第十五号）第
六条第一項第四号

二十六 佐賀県茶業試験場管理規則（昭和五十三年佐賀県規則第二十一号）
第七条第一項第三号

二十七 佐賀県畜産試験場管理規則（昭和五十三年佐賀県規則第二十二号）
第八条第一項第三号

二十八 佐賀県家畜保健衛生所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十号）
第七条第一項第三号

二十九 佐賀県水産振興センター管理規則（昭和四八年佐賀県規則第六十
八号）第七条第一項第三号

三十 佐賀県高等水産講習所管理規則（昭和五十五年佐賀県規則第十八号）
第四条第一項第三号

三十一 佐賀県農林事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十一号）第
七条第一項第三号

九条第一項第三号

三十二 佐賀県ダム管理事務所管理規則（昭和四十四年佐賀県規則第五号）

第九条第一項第三号

三十三 佐賀県佐賀空港事務所設置規則（平成十年佐賀県規則第三十八号）

第七条第一項第三号

三十四 佐賀県首都圏営業本部管理規則（昭和五十六年佐賀県規則第十六号）

第六条第一項第三号

三十五 県税事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第四十八号）第八条第一項第三号

（職の設置に関する規則の一部改正）

第一条 職の設置に関する規則（昭和三十一年佐賀県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十八条の五第一項の規定により採用された者」を「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十九年十一月一日から施行する。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第八十号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年佐賀県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務

の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び任期付短時間勤務職員」を「職員のうち職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第三項に規定する再任用短時間勤務職員及び同

条第四項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員等」という。）」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）」第二条第二項」を「勤務時間条例第二条第二項から第四項まで」に改める。

第十条第三項中「得た額」の下に「（短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務時間条例第二条第二項から第四項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

別表第八の備考中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第八十一号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「より現実に職務に従事することを要しない期間」の下に「又は地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年佐賀県条例第五十一号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用される条例第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務に従事することを要しない期間」を加え、同条第二号中「限る。」の下に「又は育児短時間勤務（同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をいう。）により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

○ 訓令甲

◎佐賀県訓令甲第二十二号

本
現地機関
労働委員会事務局

佐賀県職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。
平成十九年十月三十一日

佐賀県知事　古川康

(趣旨)

第一条 この規程は、知事の事務部局及び労働委員会事務局に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、本庁舎（本館、新行政棟、南別館西庁舎及び南別館東庁舎をいう。以下同じ。）に勤務する職員にあつては午前八時三十分から午後五時三十分までとし、本庁舎以外に勤務する職員にあつては午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(休憩時間)

第三条 職員の休憩時間は、本庁舎に勤務する職員にあつては正午から午後一時までとし、本庁舎以外に勤務する職員にあつては午後零時十五分から午後一時までとする。

(早出遅出勤務時間)

第四条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第七条第一項に規定する早出遅出勤務を行う職員の勤務時間については、第二条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一本庁舎に勤務する職員にあつては、次に掲げる勤務時間のいずれかとする。

イ　午前七時三十分から午後四時三十分

ロ　午前八時から午後五時まで

ハ　午前九時から午後六時まで

二　午前九時三十分から午後六時三十分まで

二　本庁舎以外に勤務する職員にあつては、次に掲げる勤務時間のいずれかとする。

イ　午前七時三十分から午後四時十五分

ロ　午前八時から午後四時四十五分まで

ハ　午前九時から午後五時四十五分まで

二　午前九時三十分から午後六時十五分まで

(勤務時間等の特例)

第五条 前三条の規定にかかわらず、公務の運営上の事情により必要な場合又は特別な事情を有する職員について適当と認める場合の勤務時間及び休憩時

間は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十九年十一月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第二十三号

本府
現地機関
労働委員会事務局

国際課の旅券業務に従事する職員の週休日等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川康

国際課の旅券業務に従事する職員の週休日等に関する規程等の一部を改正する訓令

第一条 国際課の旅券業務に従事する職員の週休日等に関する規程（平成十六年佐賀県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条

の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）」に改める。

第三条第三項中「かかわらず、」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任

「定めた勤務時間」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの)」を加える。

(保健福祉事務所処務規程の一部改正)

第三条 保健福祉事務所処務規程（平成十八年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」を加え、「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

（佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第四条 佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条

の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあつては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）に改める。

第三条第三項中「かかわらず」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、「定めた勤務時間」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの)」を加える。

(佐賀県衛生薬業センター処務規程の一部改正)

第五条 佐賀県衛生薬業センター処務規程（昭和三十七年佐賀県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」を加え、「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

（佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第六条 佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条

の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあつては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）に改める。

間勤務職員をいう。」に改める。

第三条第三項中「かかわらず、」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、「定めた勤務時間」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの)」を加える。

第四条(見出しを含む。)中「及び休息時間」を削る。

(佐賀県立希望の家の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第七条 佐賀県立希望の家の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等(条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)にあつては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容(条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。)に従つたもの、再任用短時間勤務職員(条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)及び任期付短時間勤務職員(条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)」に改める。

第三条第三項中「かかわらず、」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、「定めた勤務時間」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの)」を加える。

第四条(見出しを含む。)中「及び休息時間」を削る。

(佐賀県立春日園の指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第四条(見出しを含む。)中「及び休息時間」を削る。

(佐賀県立春日園の指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第八条 佐賀県立春日園の指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第九条 佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）」に改める。

第三条第三項中「かかわらず、」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、「定めた勤務時間」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの）」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「及び休息時間」を削る。

（佐賀県立佐賀コロニーの援護の業務に直接從事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第十一条 佐賀県立佐賀コロニーの援護の業務に直接從事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条

の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）」に改める。

第三条第三項中「かかわらず、」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、「定めた勤務時間」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの）」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「及び休息時間」を削る。
（佐賀県立虹の松原学園処務規程の一部改正）

第十一条 佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和三十二年佐賀県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」を加え、「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

（佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接從事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第十二条 佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接從事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条

休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）に改める。

第三条第三項中「かかわらず、」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、「定めた勤務時間」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの）」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「及び休憩時間」を削る。
 （佐賀県立病院好生館処務規程の一部改正）

第十四条 佐賀県立病院好生館処務規程（昭和三十六年佐賀県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」を加え、「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。
 （佐賀県立病院好生館就業規程の一部改正）

第十五条 佐賀県立病院好生館就業規程（昭和三十八年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の三を次のように改める。

第四条の三 前三条の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「条例」という。）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。）並びに再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）の週休

する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）に改める。

日は、毎四週間につき館長が職員ごとに指定する八日以上（育児短時間勤務職員等にあつては、毎四週間につき八日以上で館長がその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたものとなるよう指定する日）とする。

2 前三条の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間は、館長が、職員ごとに毎四週間につき一週間当たりの勤務時

間がその職員について知事が別に定めた勤務時間（育児短時間勤務職員等にあつては、館長が、職員ごとに毎四週間につき一週間当たりの勤務時間がその職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの）となるよう、当該週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。

第六条第二項から第四項までを削る。

（佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程の一
部改正）

第十六条 佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）並びに再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）に改め、「以上の日」の下に「育児短時間勤務職員等にあつては、所長が職員ごとにその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたものとなるよう指定する一日以上の日」」を加える。

第三条第二項中「かかわらず」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をい

う。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）に改める。

第三条第三項中「かかわらず」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、「定めた勤務時間」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの）」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「及び休息時間」を削る。

（佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成四年佐賀県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条第二項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）並びに再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）に改め、「以上の日」の下に「育児短時間勤務職員等にあつては、所長が職員ごとにその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたものとなるよう指定する一日以上の日」」を加える。

第三条第二項中「かかわらず」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をい

平成19年10月31日(水)

(たもの)」を加える。

(佐賀県窓業技術センター処務規程の一部改正)

第十八条 佐賀県窓業技術センター処務規程（昭和三十年佐賀県訓令甲第三十ニ号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」

を加え、「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

（佐賀県林業試験場処務規程の一部改正）

第十九条 佐賀県林業試験場処務規程（昭和五十年佐賀県訓令甲第五号）の一
部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」
を加え、「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年
法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

（佐賀県土木事務所処務規程の一部改正）

第二十条 佐賀県土木事務所処務規程（昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号）
の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」
を加え、「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年
法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

（佐賀県土木事務所処務規程の一部改正）

第二十一条 佐賀県土木事務所処務規程（昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号）
の一部を次のように改正する。

（平成十年佐賀県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第六
条及び第七条」を「及び第六条」に、「休憩時間及び休息時間」を「及び
休憩時間」に改める。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条
の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員

の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条
の規定により任期を定めて採用された職員」を「育児短時間勤務職員等（條
例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあ
つては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に
規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従つたもの、再任
用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をい
う。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時
間勤務職員をいう。）に改める。

第三条第三項中「かかわらず、」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、
「定めた勤務時間」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その職員に
ついて知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つ
たもの）」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「及び休息時間」を削る。
（佐賀県職員記章に関する規程の一部改正）

第二十二条 佐賀県職員記章に関する規程（昭和二十五年佐賀県訓令甲第十三
号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員
並びに」を「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により
採用された職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律
第百十号）第十八条第一項及び」に改める。

（佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

附 則

この訓令は、平成十九年十一月一日から施行する。ただし、第三条、第五条、
第十一条、第十四条、第十八条、第十九条及び第二十条の規定は、公布の日か
ら施行する。

○ 教育委員会事項

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎ 佐賀県教育委員会規則第十三号

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

(学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第一条 学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則(昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を「第二十

八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員の職並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条第一項の規定により採用された職員の職」に改める。

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を「第二十

八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員の職並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条第一項の規定によ

り採用された職員の職」に改める。

(佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部改正)

第三条 佐賀県立図書館の管理に関する規則(昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「(以下「部

分休業」という。」を削る。

(佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正)

第四条 佐賀県教育センターの管理に関する規則(昭和五十四年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「(以下「部

分休業」という。」を削る。

(佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則の一部改正)

第五条 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則(昭和五十五年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「(以下「部分休業」という。」を削る。

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第六条 佐賀県立博物館処務規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律

(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第七条 佐賀県立美術館処務規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改め

る。

(佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則の一部改正)

第八条 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成五年佐賀県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則の一部改正)

第九条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（平成十六年佐賀県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

(佐賀県立学校の管理に関する規則の一部改正)

第十一条 佐賀県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「休息時間」を削る。

第十七条第一項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第十二条 教育職員免許状に関する規則（平成二年佐賀県教育委員会規則第十

二号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「育児休業期間」を「休業等の期間」に改める。

様式第六号中「育児休業等」を「休業等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第二条及び第十二条の規定並びに第十一条中佐賀県立学校の管理に関する規則第十五条の改正規定は、平成十九年十一月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第四号

本 庁 教 育 事 務 所

教 育 機 関 (学校を除く)

佐賀県教育庁及び教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育庁及び教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する

規程

(趣旨)

第一条 この規程は、佐賀県教育庁及び教育機関（学校を除く。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、本庁に勤務する職員にあつては午前八時三十分から午後五時三十分までとし、本庁以外に勤務する職員にあつては午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(休憩時間)

第三条 職員の休憩時間は、本庁に勤務する職員にあつては正午から午後一時

までとし、本庁以外に勤務する職員にあつては午後零時十五分から午後一時までとする。

(早出遅出勤務時間)

第四条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）

第七条第一項に規定する早出遅出勤務を行う職員の勤務時間については、第二条の規定にかわらず、次に掲げるところとする。

一 本庁に勤務する職員にあつては、次に掲げる勤務時間のいずれかとする。
 イ 午前七時三十分から午後四時三十分

ロ 午前八時から午後五時まで

ハ 午前九時から午後六時まで

二 午前九時三十分から午後六時三十分まで

一 本庁以外に勤務する職員にあつては、次に掲げる勤務時間のいずれかとする。

イ 午前七時三十分から午後四時十五分

ロ 午前八時から午後四時四十五分まで

ハ 午前九時から午後五時四十五分まで

二 午前九時三十分から午後六時十五分まで

(勤務時間等の特例)

第五条 前三条の規定にかかわらず、公務の運営上の事情により必要な場合又は特別な事情を有する職員について適當と認める場合の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十九年十一月一日から施行する。

◎佐賀県教育委員会訓令甲第五号

本 庁

教育事務所
教育機関

教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程及び教育専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程及び教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正する。

(教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正)

第一条 教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(昭和五十三年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第三条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「育児短時間勤務職員等(条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)にあつては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容(条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。)に従つたもの、再任用短時間勤務職員(条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)及び任期付短時間勤務職員(条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)」に改める。

第四条中「状況」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その職員の育児短時間勤務等の内容)」を加える。

(教育専決規程の一部改正)

第二条 教育庁専決規程(平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

佐賀県教育委員会
委員長 安 永 宏

○人事委員会事項

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十九号

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年

佐賀県条例第五十一号。以下「条例」という。）に基づき、職員の自己啓発等休業の実施に必要な事項を定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第二条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十二条に規定する大学院の課程（同法第六十八条の二第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が二年を超えるものに在学してその課程を履修する場合とする。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第三条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書（様式）

により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 職員は、自己啓発等休業承認申請書に記載すべき事項を電子計算組織に登

録し、当該電子計算組織を利用して自己啓発等休業の承認の申請を行つたときは、当該申請をもって、前項に規定する申請に代えることができる。

3 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第四条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号）の一部を次のよう改正する。

第一条の二中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員について、県職員給与条例第四条の二又は学校職員給与条例第六条の二の」を「次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員 県職員給与条例第四条の二又は学校職員給与条例第六条の二

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成四年佐賀県条例第二号。以下「育児休業条例」）

（同条例第十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県職員給与条例第四条第三項、第四項若しくは第五項若しくは第六項又は

佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則

育児休業条例第十六条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号。以下

第一条 紹介の調整額に関する規則（昭和三十一年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

「任期付職員条例」という。第七条第二項若しくは第三項若しくは一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成十五

三 育児休業法第十八条第一項又は任期付職員条例第四条の規定により任期

条の規定により読み替えられた県職員給与条例第四条の二又は学校職員給与条例第六条の二

第六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

発等休業をいう。以下同じ。) を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第六条第二項中「大学院修学休業をし」の下に「自己啓発等休業をし」を加える。

附則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う
佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に同項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同項」に改め、「得た数を」の下に「それぞれ」を加え、「額」を「額とする。」に改め、同条第二項中「法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職にある職員にあつては、その額に勤務時間条例第二条第二項」を「勤務時間条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同項」に改め、「得た数を」の下に「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を加え、「額」を「額とする。」に改め。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第三条 初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「掲げる額」の下に「（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間）を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を加える。

（佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正）

第四条 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の定期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「職員の勤務時間、休

暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第三項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第二条第二項又は第三項」を「勤務時間条例第二条第二項から第四項まで」に改める。

(特地勤務手当等支給規則の一部改正)

第五条 特地勤務手当等支給規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けっていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月

額の合計の二分の一に相当する額と」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたものは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第四条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替え適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、給与条例第十一條の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの

第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第六条 教職調整額に関する規則（昭和四十六年佐賀県人事委員会規則第三十号）

第三条中「に規定する短時間勤務の職を占める職員及び」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及び同法第十八条第一項又は」に改める。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第七条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年佐賀県人事委員会規則第十一号）

第四条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）

第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第三項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以
び扶養手当の月額の合計額」とする。

下この条において「勤務時間条例」という。) 第二条第二項又は第三項」を「同条第二項から第四項まで」に改め、同条第一号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第八条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年佐賀県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「第四条第三項」を「第七条第三項(佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)以下「育児休業条例」という。)第十六条(同条例第十八条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に改め、同項第三号イ中「第五条第四項」の下に「(育児休業条例第十六条(同条例第十八条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を加える。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第九条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年佐賀県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十条八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)以下「勤務時間条例」という。)第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第三項に規定する再任用短時間勤務職員」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二条第二項又は第三項」を「勤務時間条例第二条第二項から第四項まで」に改める。

附則第三項第三号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

(佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第十条 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、当該経過措置基準額に同項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

○佐賀県人事委員会規則第二十二号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員、同法第十八条第一項又は」に改める。

第十条の二第一項第三号及び第十条の四第二項中「大学院修学休業をし」の下に「地公法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のよう改定する。

第一条の二第五号中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

八 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

第二条第三号中「地方公務員法」の下に「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（第十二条において「再任用職員」という。）で同法」を、「」及び「の下に「育児休業法第十八条第一項又は」を加える。

第四条の四第二項中「給料月額（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号。以下「平成十七年改正条例」という。）附則第七条の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と平成十七年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額）に乘ずる」を「百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に改める。

第五条第二項第二号中「第七号」の下に「又は第八号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 育児休業法第十一項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第十一条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）

等」という。として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（県職員育児休業条例第十五条の規定により読み替えたる県職員給与条例第四条第三項及び学校職員給与条例第六条第三項に規定する算出率をいう。第十条第二項第四号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第六条第五号中「第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員」を「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律百九号）第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」に改める。

第六条の十第二号中「第五条の三第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十条第二項第二号中「第七号」の下に「又は第八号」を加え、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、五号を第六号とし、四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第十二条第一号中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）を「再任用職員」に改める。

別表第一の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第七条第一項の給料表の項中「第二号」の下に「以下「任期付職員条例」という。」を、「以上」の下に「及び任期付職員条例第七条第三項（県職員育児休業条例第十六条（同条例第十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額」を加え、同表の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三号。以下「任期付研究員」という。）

条例」という。) 第五条第一項の給料表の項中「以上」の下に「及び任期付研究員条例第五条第四項(県職員育児休業条例第十六条(同条例第十八条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十四号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号)

の一部を次のように改正する。

第十条の六第一項第七号中「第六条第一項第一号」を「第六条第一項(第一号に限る。)又は第十八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十五号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則(平成四年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第四条」を「第十二条」に改め、同条を第十五条とする。

第六条中「第十条」を「第二十三条」に改め、同条を第十四条とする。

する。

第四条の二第一項中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改め、同項第一号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)」を「育児休業法」に改め、同条第二項中「第五条の三第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の五条を加える。

(育児短時間勤務の承認の請求手続)

第八条 育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求書(様式第四号)により、育児短時間勤務を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 職員は、育児短時間勤務承認請求書に記載すべき事項を電子計算組織に登

録し、当該電子計算組織を利用して育児短時間勤務の承認の請求を行つたときは、当該請求をもつて、前項に規定する請求に代えることができる。

3 第二条第三項の規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

(育児短時間勤務の期間の延長の請求手続)

第九条 前条の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。(条例第十二条の人事委員会規則で定める日数及び時間)

第十条 条例第十二条の人事委員会規則で定める日数は十二日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は十六時間とする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由等の届出)

第十一條 第六条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「第五条第一号」とあるのは、「第十三条第一号」と読み替えるものとする。

（任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例）

第十二条 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の級に決定することはできない。育児休業法第七条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条の二の見出しを「（育児休業等計画書）」に改め、同条中「第三条第三号の育児休業計画書」を「第三条第四号及び第十一条第五号の育児休業等計画書」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（育児休業その他の人事委員会規則で定める方法）

第三条 条例第三条第四号及び第十一条第五号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

育児休業等計画書

		年	月	日		
(任命権者)						
様		提出者	所属名			
		職名				
		氏名	印			
佐賀県職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。						
なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。						
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務					
2 請求に係る子						
子の氏名		生年月日	年 月 日生			
3 請求者の計画						
請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
再度の請求予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
4 配偶者の養育計画						
配偶者の氏名						
養育予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
子を養育するために 利用する制度等	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	<input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇	<input type="checkbox"/> その他()		
5 備考						

- (注) 1 この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「3 請求者の計画」の「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 「4 配偶者の養育計画」の「養育予定期間」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間（3月以上の期間に限る。）を記入すること。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 6 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第11号「(第4条関係)」又「(第6条関係)」又「育児休業
部分休業」又

「育児休業
育児短時間勤務
部分休業」又「□ 休業」又「□ 育児休業等」又「□ 負傷
部分休業」又

・疾病」又「□ 負傷・疾病 □ 託児できるようになった」又

様式第11号「(第5条関係)」又「(第13条関係)」又「回様式の選べ
「部分休業その他の育児休業のための短時間勤務制度」又「部分休業等の制
度」又「回様式を様式第11号へ」又「回様式の選べ次の1様式を選べ」又

様式第4号（第8条関係）

育児短時間勤務承認請求書

		年 月 日
(任命権者)		
_____ 様	提出者	所属名 _____
	職名 _____	
	氏名 _____	印

下記のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。

1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親		
氏名	氏名		
続柄	子との同・別居	□同居 □別居	
生年月日	平成 年 月 日生	就業の有無	□有 □無
		□育児短時間勤務 (□新規 □再度)	□育児短時間勤務期間の延長 (□新規 □再度)
3 請求の内容	(再度の請求又は育児短時間勤務期間の延長の請求が必要な事情)		
4 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 勤務の形態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項) □第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第5号 の勤務形態)		
勤務の日及び時間帯	月(: ~ :)	火(: ~ :)	
	水(: ~ :)	木(: ~ :)	
	金(: ~ :)		
6 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日から	年 月 日まで	
7 備考			

- (注) 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るもの）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本などのいずれか）を添付すること（写しても可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「7 備考欄」には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等について記入すること。
- 5 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十六号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の五条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第三条の三 第二条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。
(育児を行う職員の早出遅出勤務に係る要件)

第三条の四 条例第七条第一項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

一 就業していない者（就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により早出遅出勤務の請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定で

ある者又は産後八週間を経過しない者でないこと。
(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第三条の五 職員は、条例第七条第一項に規定する早出遅出勤務（以下「早出遅出勤務」という。）を請求する場合は、早出遅出勤務請求書（様式第一号）により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ同項の規定による請求を行うものとする。

2 前項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、公務の正常な運営に係る支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。ただし、当該通知後に公務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなつた場合には、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、第一項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるとときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第三条の六 前条第一項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- 一 当該請求に係る子が死亡した場合
- 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第七条第一項に規定する職員に該当しなくなつた場合
- 四 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第七条第一項の規定

による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であつたものとみなす。

- 3 前二項の場合において、職員は遅滞なく、第一項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護状況変更届（様式第二号）により、任命権者に届け出なければならない。

- 4 前条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（小学校に就学している子を養育するために早出遅出勤務を請求できる職員）
第三条の七 条例第七条第一項第二号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第三項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるために赴く職員とする。

第四条を次のように改める。

（介護を行う職員等の早出遅出勤務の請求手続等）

第四条 第三条の五及び第三条の六（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定は、条例第七条第二項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第三条の六第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

式第二号」とあるのは「修学状況変更届（様式第四号）」と読み替えるものとする。

第四条の三第一項中「様式第一号」を「様式第五号」に改める。

- 第一条の四第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第七条の二に規定する職員に該当しなくなつた場合

第六条中「二十日に再任用短時間勤務職員（条例第二条第二項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数（一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、百六十時間に条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの平均勤務時間数（同項の規定により定められたその者の勤務時間を一週間当たりの平均勤務日数で除して得た時間数）を一日として日に換算して得た日数）を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数」に、「」とする」を「とする」に改め、同条に次の各号を加える。

一 斎一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員

（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に斎一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斎一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斎一型短時間勤務職員以外のものをを要しないこととなつた」と、同条第三項中「育児又は介護状況変更届（様式第二号）」とあるのは「修学が、就学時刻の変更により早出遅出勤務

いう。以下同じ。）百六十時間に条例第二条第二項から第四項までの規定により定められたその者の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの平均勤務時間数（同条第二項から第四項まで）の規定により定められたその者の勤務時間を一週間当たりの平均勤務日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を一日として日に換算して得た日数

第六条の三第一項第一号中「日数」の下に「育児短時間勤務職員等、」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第六条の四 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は

勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第十条第一項第一号又は第二号に掲げる日数（以下この項において「基本日数」という。）に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数（以下この項において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときには基本日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。以下この項において「調整後の基本日数」という。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときには当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の基本日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用

した年次休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「齊一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする齊一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が齊一型育児短時間勤務若しくは齊一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が齊一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この項において「不齊一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不齊一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不齊一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち齊一型短時間勤務以外のものを終える場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

三 齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不齊一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を

当該勤務形態の変更後の一日当たりの平均勤務時間数とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて齊一型育児短時間

勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前の一日当たりの平均勤務時間数とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 前項の規定により年次休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次休暇の日数が当該変更の日の前日における年次休暇の日数を下回るときは、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日ににおける年次休暇の日数とする。

第七条中「二十日」の下に「(第六条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数)」を加え、「日数」を「日数とする。」に改める。

第十六条第五項中「半日若しくは」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を削る。

第十八条第一項第一号中「妊娠障害休暇」を「公務災害休暇、結核性疾患休暇、病気休暇、生理休暇、妊娠障害休暇、産前休暇及び産後休暇」に、「及び特別休暇」を「特別休暇並びに慶弔休暇」に、「一日又は半日若しくは一時間（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇にあっては一日又は一時間）」を「一日又は一時間若しくは三十分」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「一時間」を「一時間又は三十分」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、不齊一型短時間勤務職員の年次休暇の単位は、一時間又は三十分とする。

3 一時間又は三十分を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもつて一日とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間
- 二 育児休業法第十条第一項第一号から第三号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、

次に掲げる時間数

イ 育児休業法第十条第一項第一号 四時間
ロ 育児休業法第十条第一項第二号 五時間

ハ 育児休業法第十条第一項第三号 八時間

三 不齊一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）
四 不齊一型短時間勤務職員 一日当たりの平均勤務時間数（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）
五 不齊一型短時間勤務職員 一日当たりの平均勤務時間数（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）

六 不齊一型短時間勤務職員 一日当たりの平均勤務時間数（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）

様式第1号(第3条の5関係)

早出遅出勤務請求書

年月日

(任命権者)

様

次のとおり 療育 介護 のため早出遅出勤務を請求します。

請求者 所属 _____
 職名 _____
 氏名 _____ 印 _____

1 請求に係る子又は要介護者	氏名				
	続柄				
	生年月日	年	月	日生	(□出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年	月	日	
2 職員の配偶者で当該子の親であるものの有無及び状況	□有	□就業している □負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である □産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である □上記のいずれにも該当しない (養育ができる)	□無		
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容					
4 請求に係る期間	年 年	月 月	日から 日まで	□毎日 □毎週 曜日 □その他()	
5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業	【理由】	時 分 終業		

注

1について

- ① 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、□出産予定日にレ印を記入すること。

- ② 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

2について

- ① この欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- ② 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

4について

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日として請求すること。

5について

この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入すること。

「第4種11印」、「(第4条の4関係)」又は「(第3条の6、第4条の4関係)」に
「育児又は介護の状況変更届」又は「育児又は介護状況変更届」に、「深夜にお

ける勤務の制限」又は「

<input type="checkbox"/> 早出遅出勤務
<input type="checkbox"/> 深夜勤務制限

」に、「子の療育又は介護者の介

護」又は「

<input type="checkbox"/> 子の療育
<input type="checkbox"/> 要介護者の介護

」に、

「□ 同居しなくなつた

□ 職員の配偶者で子の親である者が養育できる者に該当することとなつた

□ 職員の配偶者で子の親である者が養育できる者に該当することとなつた

□ 子と同居しなくなつた

□ 第11印の次に次の第4種を加へる。

様式第3号（第4条関係）

修学のための早出遅出勤務請求書

(任命権者)

_____様

年 月 日

次のとおり修学のための早出遅出勤務を請求します。

請求者 所属 _____
 職名 _____
 氏名 _____ 印 _____

1 請求に係る修学の内容	大学等の名称			
	修学の内容			
	証明書類の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
2 請求に係る期間	期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他 ()			
3 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業	【理由】 時 分 終業		

(注)

1について

修学の内容については、できる限り詳細に記入すること。

証明書類が添付できない場合には、その理由を具体的に記入すること。

2について

当該請求に係る修学の最終予定日を請求期間の終了日として請求すること。

3について

この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入すること。

様式第4号（第4条関係）

修学状況変更届

(任命権者) _____様	年 月 日
	所属 _____
	職名 _____
	氏名 _____ 印 _____

修学のための早出遅出勤務に係る修学の状況について次のとおり変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 修学を中止した
- 修学の期日等が変更となった

<input type="checkbox"/> 期日	<input type="checkbox"/> 時間帯	<input type="checkbox"/> 曜日
変更前	変更後	

- 修学の内容が変更となった
(変更後の具体的な内容：)
- その他()

2 届出の事実が発生した日

平成 年 月 日

様式第5号(第4条の3関係)

深夜勤務制限請求書

(任命権者)

年月日

様

次のとおり 療育 介護 のため深夜における勤務の制限を請求します。

請求者 所属

職名

氏名

印

1 請求に係る子又は要介護者	氏名			
	続柄			
	生年月日	年月日	生(口出産予定日)	
	養子縁組の効力が 生じた日	年月日		
2 職員の配偶者で当該子の親であるものの有無及び状況	□有	□深夜において就業している □負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である □産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である □上記のいずれにも該当しない (養育ができる)	□無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
4 請求に係る期間	年月日から 年月日まで	□毎日	□その他()	

注

1について

- ① 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、□出産予定日にレ印を記入すること。

- ② 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

2について

- ① この欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

- ② 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

4について

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 尚 久

● 佐賀県人事委員会規則第二十七号

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則

則の一部を改正する規則

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年佐賀県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「又は佐賀県職員の育児休業等に関する条例」を「佐賀県職員の育児休業等に関する条例」に、「第六条」を「第八条又は佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年佐賀県条例第五十一号）第十条」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 切替日以降に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

第四条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「得た額」の下に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定め

る額

イ 勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等 切替日の前日においてその者が受けっていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けた給料月額

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

● 佐賀県人事委員会訓令第三号

佐賀県人事委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

事務局長 石 倉 敏 則

佐賀県人事委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程
(趣旨)

第一条 この規程は、佐賀県人事委員会事務局に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間について必要な事項を定めるものとする。
(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。
(休憩時間)

第三条 職員の休憩時間は、正午から午後一時までとする。

(早出遅出勤務時間)

第四条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）

第七条第一項に規定する早出遅出勤務を行う職員の勤務時間は、第二条の規定にかかわらず、次に掲げる勤務時間のいずれかとする。

- 一 午前七時三十分から午後四時三十分まで
- 二 午前八時から午後五時まで
- 三 午前九時から午後六時まで
- 四 午前九時三十分から午後六時三十分まで

(勤務時間等の特例)

第五条 前三条の規定にかかわらず、特別な事情を有する職員について適當と認める場合の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十九年十一月一日から施行する。

○佐賀県人事委員会訓令第四号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

別表第二十五号中「以下」を「以下の職」に改め、同表第二十六号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改め、同表第三十一号中「特地勤務手当支給規則」を「特地勤務手当等支給規則」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二十六号の改正規定は、平成十九年十一月一日から施行する。

○監査委員事項

○佐賀県監査委員告示第一号

佐賀県代表監査委員規程（昭和三十九年佐賀県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

○佐賀県監査委員訓令第一号

監査委員事務局

第五条第一項第三号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」を加え、「部分休業」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業」に改め、同条第二項中「佐賀県本庁決裁規程」を「佐賀県本庁決裁等規程」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○佐賀県監査委員事務局職員の勤務時間等に関する規程

佐賀県監査委員事務局職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

佐賀県監査委員事務局職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、佐賀県監査委員事務局に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休暇時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

(休憩時間)

第三条 職員の休憩時間は、正午から午後一時までとする。

(早出遅出勤務時間)

第四条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）

第七条第一項に規定する早出遅出勤務を行う職員の勤務時間は、第二条の規定にかかわらず、次に掲げる勤務時間のいずれかとする。

- 一 午前七時三十分から午後四時三十分
- 二 午前八時から午後五時まで
- 三 午前九時から午後六時まで
- 四 午前九時三十分から午後六時三十分まで

(勤務時間等の特例)

第五条

前三条の規定にかかわらず、特別な事情を有する職員について適當と認める場合の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十九年十一月一日から施行する。

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課
（一か年三一、二〇〇円（送料共））

平成十九年十月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷